

2013年6月発行
日光口地区まちづくり協議会

今年度の活動が5月19日よりスタート！——
土地利用計画図や特別指定区域図の検討をすすめていきます。

土地利用計画

良好な自然環境、地域の宝、農業の資源などを
守る区域と集落の活性化のために活用する
区域をまちづくりの方針に基づき区分するも
の。土地利用計画の区分には次の5つがあり
ます。

①「保全区域」自然環境や歴史資源などの保
全すべき区域 ②「森林区域」森林として保
全または森林を活用する区域 ③「農業区域」
農地として保全、または農地を活用する区域
④「集落区域」集落として良好な生活環境の
保全と創造を図る区域 ⑤「特定区域」地域
の活性化のため、特定の用途の建築物を整備・
開発する区域

特別指定区域

まちづくり計画の実現に向けて、必
要な建築物が建築できるよう指定す
る区域。指定できる内容は以下にな
ります。

- ①「地縁者の住宅区域」
- ②「新規居住者の住宅区域」
- ③「地縁者の小規模事業所区域」
- ④「駐車場の区域」
- ⑤「既存事業所の拡張区域」
- ⑥「既存工場の用途変更区域」
- ⑦「営農活性化区域」
- ⑧「交流促進区域」
- ⑨「利便施設区域」

田園まちづくりアンケートご協力をお願い

- (1) 調査目的：土地活用に関する土地所有者の意向確認
- (2) 調査主体：日光口地区まちづくり協議会
- (3) 調査時期：平成25年6月

【お聞きしたいこと】

◆所有されている土地に関する今後の活用意向

田園まちづくりの取り組み

2年目がはじまりました。

平成25年度 日光口地区まちづくり協議会活動のすすめかた

協議会活動

アンケート

第6回協議会

- 1 昨年度の振り返り
- 2 アンケート調査の検討（調査票、調査時期、回収方法等）

土地活用の意向
調査案提示



◆ニュース第6号（平成25年度活動開始報告、アンケートお願い）

配布
回収
集計

第7回協議会
7月予定

- 1 アンケート調査結果報告（土地活用の意向）
- 2 土地利用計画図（案）、特別指定区域図（案）の検討

第8回協議会

- 1 土地利用計画図（案）、特別指定区域図（案）の検討
⇒縦覧（案）の確定

◆ニュース第7号（縦覧(案)及び縦覧予告等）

計画（案）
の縦覧

- 縦覧期間（公民館及び加古川市役所都市計画課）：2週間
意見書の提出期間：3週間
- ・田園まちづくり計画(案)
 - （まちづくりに関する方針(案)（構想図含む）、土地利用計画(案)）
 - ・特別指定区域(案)

第9回協議会

- 1 縦覧結果の報告（意見書等の対応協議）
- 2 総会（案）の確定

◆ニュース第8号（縦覧結果、総会開催案内等）

総会

- 1 まちづくり協議会としての地元案の最終決議

田園まちづくり計画の計画認定申請（2月初旬・予定）

特別指定区域指定の申出（2月末・予定）

行政手続き（各審議会の意見聴取等）→ 公示・縦覧 → 決定

まちづくりの構想の実現へ